

教育委員会慶弔費支出基準

1 特別職・議員・行政委員（現職者）

(1) 支出対象

特別職、区議会議員、教育委員、選挙管理委員、監査委員及びその家族（配偶者及び血族一親等にある者）

(2) 支出金額

(ア) 慶 事（本人及び家族の結婚で、教育長が結婚披露宴に出席した場合に限る。）

30,000円

(イ) 弔 意（葬儀における香典・生花・花輪）

	本 人	家 族（配偶者及び 血族一親等にある者）	備 考
教育委員会	生花又は花輪	生花又は花輪	生花は15,000円、 花輪は10,000円程度 とし、教育委員会名とする。
教育長	香 典 10,000円	—————	

2 その他

(1) 支出対象

(ア) 区立学校の児童・生徒（病気・事故にかかわらず）、学校医及び学校薬剤師

(イ) P T A会長

(ウ) 教育委員会（教育長）が委嘱又は任命する者並びに教育委員会の事務事業に関連する団体の構成員で役職にある者。ただし、官公庁関係者は除く。

* 港区社会教育委員・港区文化財保護審議会委員・港区青少年委員・
港区青少年対策地区委員会会長・港区体育指導委員・港区スポーツ運営
協議会委員

(2) 支出金額

弔 意（葬儀における香典・生花・花輪）

	本 人	備 考
教育長	香典 10,000円 又は生花若しくは花輪	生花は15,000円、 花輪は10,000円程度とし、 教育委員会名とする。

3 学校管理内での事故等の場合（児童・生徒）

その都度関係者協議のうえ決定する。

4 前記以外の事項

その都度関係者協議のうえ決定する。

改正経過

昭和59年4月1日改正

平成8年9月13日改正

平成8年10月14日改正

平成9年3月26日改正、平成9年4月1日より適用

平成11年7月26日改正

平成15年4月1日改正

平成19年4月1日改正